

この商品はエヌエヌ生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構ならびに投資者保護基金の対象ではありません。  
今回の保険募集業務が、お客さまと銀行などの他のお取引に対し影響が及ぶことはありません。

## 生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、エヌエヌ生命サービスセンターまでご連絡ください。

サービスセンター フリーダイヤル

**0120-521-513**

[受付時間] 平日 9:00～17:00(土・日・祝日および12/31～1/3を除きます。)

### 法人・個人事業主がご契約者となる場合のご注意事項

- 商品パンフレット・設計書などの募集用資料では、参考として標準的な税務処理を記載しております。したがって、ご加入される法人・個人事業主によっては、記載した内容とは異なる税務処理が適用される場合がありますのでご注意ください。
- 商品パンフレット・設計書などの募集用資料に記載されている税務処理については、資料作成時に施行中の税制を参照し、その税制が将来にわたって適用されることと仮定して記載しております。よって、将来的に税制の変更などにより、実際のお取扱いと記載されている内容が異なる場合がありますのでご注意ください。
- ご契約された保険商品について具体的に税務処理を行う場合は、税理士などの資格を持った専門家、または所轄税務署にご相談ください。エヌエヌ生命の募集人および社員に対して、税務に関するお問い合わせをいただいた場合には、ご説明時の税制に基づき、標準的な税務取扱いについてのみご説明いたします。

ご契約につきましては、告知義務違反によりご契約を解除する場合、免責事由に該当し保険金などをお支払いできない場合、詐欺によりご契約が取消しとなる場合、不法取得目的によりご契約が無効となる場合がありますので、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約に伴う大切なことがらを記載したもので、ご契約者に必要な保険の知識についてもご説明しています。必ずご一読のうえ大切に保管してください。

「ご契約のしおり・約款」記載事項の例

- クーリング・オフ(ご契約のお申込みの撤回等)について
- 告知義務について
- 保険金をお支払いできない場合について
- 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効について
- ご契約の解約について
- ご契約の復活について

### 生命保険募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとエヌエヌ生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してエヌエヌ生命が承諾したときに有効に成立します。

また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更などされる場合にも、原則としてご契約内容の変更などに関するエヌエヌ生命の承諾が必要になります。

生命保険募集人の身分・権限などに関しまして確認をご要望の場合には、下記照会先までご連絡ください。

サービスセンター フリーダイヤル：0120-521-513

受付時間：平日 9:00～17:00

(土・日・祝日および12/31～1/3を除きます。)

インターネットでのお問い合わせ <https://www.nnlife.co.jp>

エヌエヌ生命の

## 生活障害保障型定期保険

2016年7月作成



# 生活障害定期

商品パンフレット／特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)

〈引受保険会社〉

### エヌエヌ生命保険株式会社

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町4-1  
ニューオータニガーデンコート26F  
TEL.03-5210-0300  
<https://www.nnlife.co.jp>

〈募集代理店〉

保障内容

経営者に必要な大型保障を無駄なく効率的に準備できます。

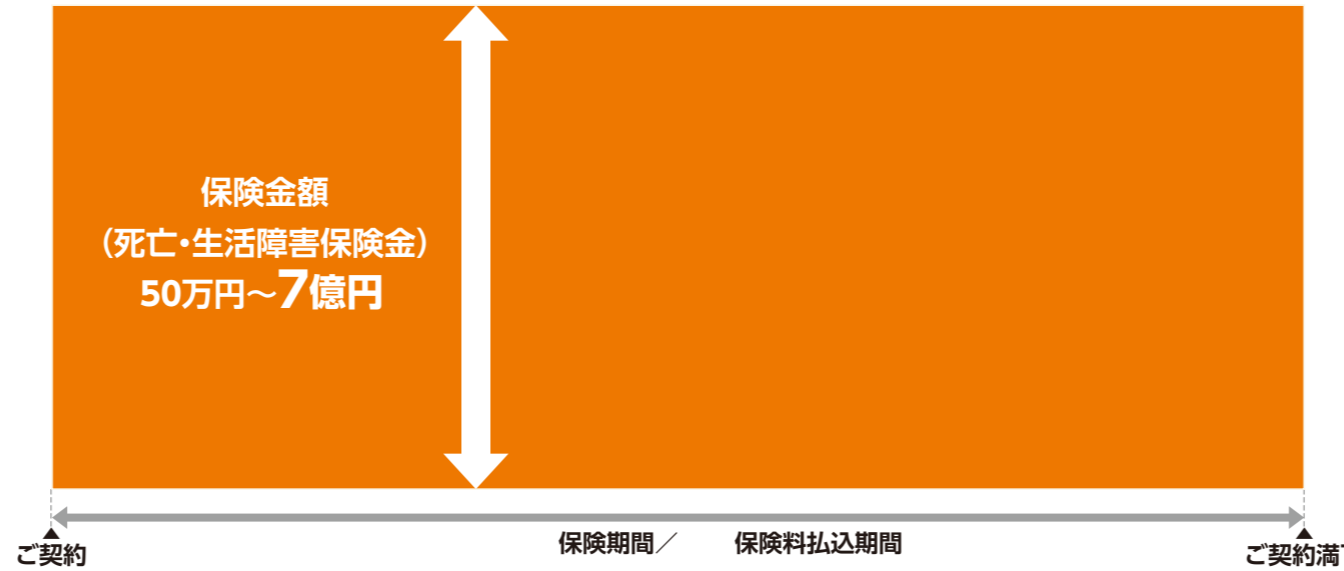
病気や不慮の事故による  
経営者の万一のとき

死亡保険金

生活障害保険金

「生活障害保険金」については [P3-解説①](#)へ

生活障害保障型定期 保険のしくみ・イメージ  
ご契約年齢にあわせ一定期間を保障する 保険です。



保険料

保険料は保険期間を通じて一定です。

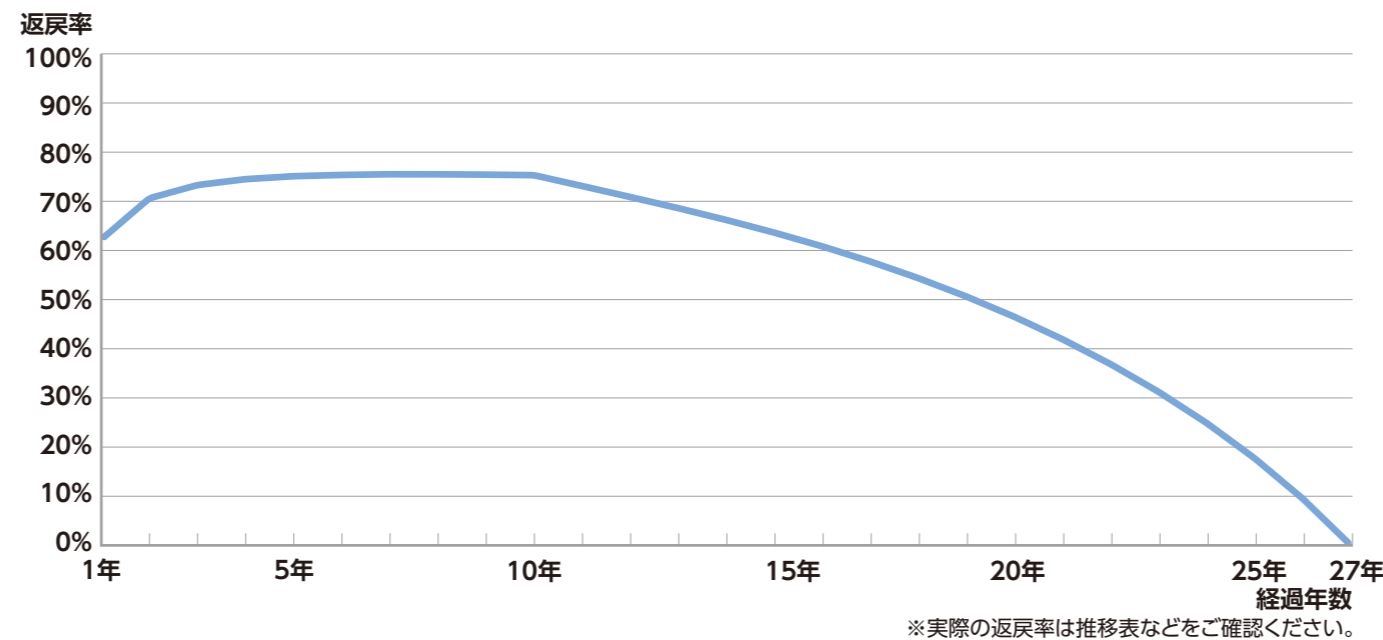
一定要件のもと法人契約の場合  
保険料を全額損金扱います  
ことができます。

「税務処理」については [P4-参考](#)へ

税務についてはパンフレット裏面の  
注意事項を必ずご確認ください。

解約返戻金額の保険料累計額に 対する割合(返戻率)推移のイメージ

【ご契約例】 性別:男性 年齢:50歳 保険金額:1億円 保険 期間・保険料払込期間:77歳迄  
保険料払込方法:年払 年払保険料:3,405,800円



解約返戻金

急な資金ニーズには、  
解約返戻金の活用が可能です。

解約返戻金は期間の経過に応じて  
増加しますが、その後減少し、  
最終的にはなくなります。

●契約者貸付

- 一時的に必要な資金をご用立てする制度です。
- 解約返戻金の9割までご利用可能です。  
(お取扱いには当社所定の条件があります。)
- 手続きは簡単。手続き書類をご請求ください。
- 未返済の場合でも、保険金はお支払いします。  
(貸付元利金は保険金と相殺されます。)

貸付金には所定の利息がかかります。

## 解説① 生活障害保険金について

所定の「高度障害状態」になられたとき、または、所定の「生活障害状態」に該当した日から180日以上継続し終身回復が見込まれないと医師によって診断確定されたときのいずれかの場合に、生活障害保険金をお支払いします。

●対象となる「生活障害状態」とは、以下の **1 要介助** または **2 認知症** のいずれかに該当したときをいいます。

**1 要介助** 「歩行」の全部介助または一部介助の状態にくわえ、「衣服の着脱」「入浴」「食物の摂取」「排泄」のいずれか2つ以上が全部介助または一部介助の状態に該当したとき



**2 認知症** 器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき

※イメージ図

「生活障害保険金」の支払事由は、公的介護保険制度における要介護認定や身体障害者福祉法における身体障害者手帳の交付基準とは異なります。「生活障害保険金」の支払事由について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 解説② ご契約例の推移(年払) [P1-2のご契約例の場合]

(単位:円)

経過年数	年齢	死亡・生活障害保険金	保険料累計額 A	解約返戻金額 B	単純返戻率 C(B/A)	損金保険料	資産計上額
1年	51歳	10,000万	3,405,800	2,120,000	62.24%	3,405,800	0
3年	53歳	10,000万	10,217,400	7,490,000	73.30%	3,405,800	0
5年	55歳	10,000万	17,029,000	12,790,000	75.10%	3,405,800	0
<b>a</b> 10年	60歳	10,000万	34,058,000	25,650,000	75.31%	3,405,800	0
15年	65歳	10,000万	51,087,000	32,510,000	63.63%	3,405,800	0
20年	70歳	10,000万	68,116,000	31,670,000	46.49%	3,405,800	0
25年	75歳	10,000万	85,145,000	15,070,000	17.69%	3,405,800	0
27年	77歳	10,000万	91,956,600	0	0.00%	3,405,800	0

※上記は各契約応当日の前日時点の数値です。

## 参考 税務処理(法人契約の場合)

●保険料の税務処理 [P1-2のご契約例の場合]

保険料	契約年齢	保険期間/保険料払込期間	ご契約形態		
			ご契約者	被保険者	保険金受取人
3,405,800円	50歳	77歳満了/77歳迄	法人	役員	法人

保険料の全額を損金算入します。

借方	貸方
定期保険料 3,405,800円	現金・預金 3,405,800円

関係法令:法人税基本通達 9-3-5、昭62年直法2-2(例規)、平8年課法2-3(例規)改正、平20年課法2-3、課審5-18改正  
現行の法人税基本通達には生活障害保障型定期保険に関する規定はありませんので、税務の取扱いは現行の定期保険に関する規定を根拠としています。

●死亡保険金または生活障害保険金を受取った場合の税務処理

死亡保険金または生活障害保険金を受取った場合、保険金は雑収入として益金に算入します。

【例】死亡保険金\*:100,000,000円

これを退職金などとして支払った場合は、社会通念上妥当な金額であれば、損金算入できます。

ただし、適正額の範囲内であることが必要となります。過大部分は損金算入が否認されることがあります。

\*その他の返戻金などはなかったものと仮定

借方	貸方
現金・預金 100,000,000円	雑収入 100,000,000円

●10年目にやむを得ず解約された場合の税務処理

**a** 中途解約によって解約返戻金を受取った場合、雑収入として益金に算入します。

・10年目の解約返戻金\*:25,650,000円

\*その他の返戻金などはなかったものと仮定

借方	貸方
現金・預金 25,650,000円	雑収入 25,650,000円

税務についてはパンフレット裏面の注意事項を必ずご確認ください。

# 生活障害定期

## 契約概要

- 「契約概要」は、お申込みの際に、特にご確認いただきたい重要事項を記載しています。**ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。**
- 「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。これらの詳細ならびに主な保険用語の説明などは「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

**この商品はどんな保険なんだろう?**  
 商品名は → P6-① 保険商品の名称  
 簡単に言うと → P6-② 保険商品の特徴  
 ご契約のイメージは → P6-③ しくみ図  
 保険金額などの取扱いは → P7-④ 契約内容

**こちらをご覧ください。**

**どんなときに保険金がもらえるの?**  
 → P7-⑤ 保険金の支払事由

**保険料の払込みが免除されることがあるらしいけど、どんなとき?**  
 → P7-⑥ 保険料の払込免除

**生命保険には配当金があるんだよね?**  
**この保険は無配当です。**  
 → P7-⑦ 配当金

**もし解約したら、少しはお金が戻ってくるのかなあ。**  
**はい。解約返戻金というものがありますよ。**  
 → P8-⑧ 解約返戻金

**どんな特約があるのかな?**  
**指定代理請求特約があります。**  
 → P8-⑨ 付加できる主な特約

**次のマークのある項目は、この契約概要以外もあわせてご確認ください。**  
 申込書 = 申込書

**「当社」はエヌエヌ生命を指します。**

### 1 保険商品の名称

生活障害保障型定期保険

### 2 保険商品の特徴

一定期間の万一（死亡・高度障害状態・生活障害状態）のときの保障を確保できる、満期保険金のない商品です。

### 3 しくみ図



契約内容については **P7-契約概要④「契約内容」** をご確認ください。

## 4 契約内容

契約年齢	15歳～80歳
保険期間／保険料払込期間	70歳～92歳満了(歳満了のみ)
保険金額	50万円～7億円(単位:10万円)
保険料払込方法	年払、半年払、月払
保険料払込経路	<input type="checkbox"/> 座振替扱、 <input type="checkbox"/> 郵便振替扱、 <input type="checkbox"/> 銀行振込扱、 <input type="checkbox"/> 団体扱、 <input type="checkbox"/> 特別団体扱、 <input type="checkbox"/> 集団扱

※保険金額、契約年齢により診査が必要です。  
 ※上記お取扱いには、当社所定の制限があります。

具体的な契約内容は、「申込書」にご記入いただきます。  
 お申込みの際は、「契約概要」と「申込書」にて、契約内容を必ずご確認ください。

## 5 保険金の支払事由

保険金	支払事由	受取人
死亡保険金	保険期間中に死亡したとき	死亡保険金受取人
生活障害保険金	保険期間中に次のいずれかに該当した場合 ・所定の高度障害状態に該当したとき ・所定の生活障害状態が180日以上継続し、 終身回復の見込みがないと医師により診断 確定されたとき	被保険者 (契約者と死亡保険金受取人が 同一法人の場合は、契約者)

※保険金をお支払いしたときは、ご契約は消滅します。また、死亡保険金と生活障害保険金は重複してお支払いしません。

P12-注意喚起情報 **4** 「保険金などのお支払いができない場合」もあわせてご確認ください。

## 6 保険料の払込免除

被保険者が所定の不慮の事故により、その事故の日から180日以内に所定の障害状態に該当したときは、将来の保険料のお払込みを免除します。

※契約者・被保険者の故意または重大な過失などにより、所定の障害状態に該当したときは免除しません。

## 7 配当金

この保険に配当金はありません。

## 8 解約返戻金

ご契約を解約された場合は、解約返戻金をお支払いします。

## 9 付加できる主な特約

名称	特徴
指定代理請求特約	被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者が保険金などをご請求できない特別な事情がある場合、被保険者に代わってあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。

※上記のほかにも、付加できる特約があります。

保険金の支払事由である「所定の高度障害状態」「所定の生活障害状態」や保険料の払込免除事由である「所定の障害状態」、特約など、各種取扱いについて、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

この保険はエヌエヌ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。

募集代理店では、複数の保険会社の商品をお取扱いしている場合があります。  
 詳しくは募集代理店にお問合わせください。

お申込みの際は、この「契約概要」のほか、必ず「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をあわせてご確認ください。

生活障害定期

注意喚起情報

- 「注意喚起情報」は、不利益な事項など、お申込みの際に、特に  
ご注意いただきたい事項を記載しています。**ご契約前に必ず  
お読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みくだ  
さい。**
- 「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細や契約  
内容に関する事項は、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。



1 クーリング・オフ(お申込みの撤回またはご契約の解除)



○次のいずれか遅い日からその日を含めて**10日以内**であれば、書面によりクーリング・オフが可能です。この場合、お申込みいただいた金額を払い戻します。

- ・お申込日
- ・「ご契約のしおり・約款」の交付日
- ・「第1回保険料充当金額収証」の交付日
- ・第1回保険料充当金が着金した日

○次の場合はお取扱いができません。

- ・当社指定の医師による診査が終了した場合
- ・債務履行の担保のためのご契約である場合
- ・既契約の内容変更(保険金額の増額、特約の中途付加など)である場合

お手続き方法については、**ご契約のしおり「クーリング・オフ(ご契約のお申込みの撤回等)について」**をご確認ください。

2 告知義務

契約者や被保険者には、現在の健康状態などを告知する義務があります。告知は公平な引受判断を行うための重要事項です。過去の傷病歴(傷病名、治療期間など)、現在の健康状態やご職業など、「告知書」または当社指定の医師がおたずねする事項について、事実をありのままに正確にもれなくお伝え(告知)ください。

▼告知受領権

当社の生命保険募集人(代理店を含む)には告知を受ける権限(告知受領権)はないため、生命保険募集人にお伝えいただいても告知したことにはなりません。告知受領権は当社および当社が指定した医師が有していますので、当社所定の「告知書」にご記入されたことと、当社指定の医師にお話しされたことが告知となります。

▼告知内容などの確認

当社または当社で委託した確認担当者が、次の場合にお申込内容、ご請求内容などをご確認させていただきます。

- ・ご契約のお申込後
- ・保険料の払込免除のご請求
- ・保険金などのご請求

▼傷病歴などがある方への引受対応

傷病歴などがある場合でも、ご契約をお引受けすることがあります。  
(「保険料の割増」など特別な条件をつけてお引受けすることや、お断りすることもあります。)

▼告知が事実と相違する場合

- 故意または重大な過失により、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、責任開始日(復活の場合は復活日)から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。**
- 責任開始日または復活日から2年経過後でも、保険金などの支払事由などが2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
- ご契約を解除したときは、保険金などの支払事由に該当していても、これをお支払いしないことがあります。また、保険料の払込免除事由に該当した場合も同様に、お払込みを免除しないことがあります。  
(「解除原因となった事実」との因果関係によります。)
- ご契約を解除したときは、お支払いする返戻金があれば、契約者にお支払いします。

▼告知義務違反の内容が特に重大な場合

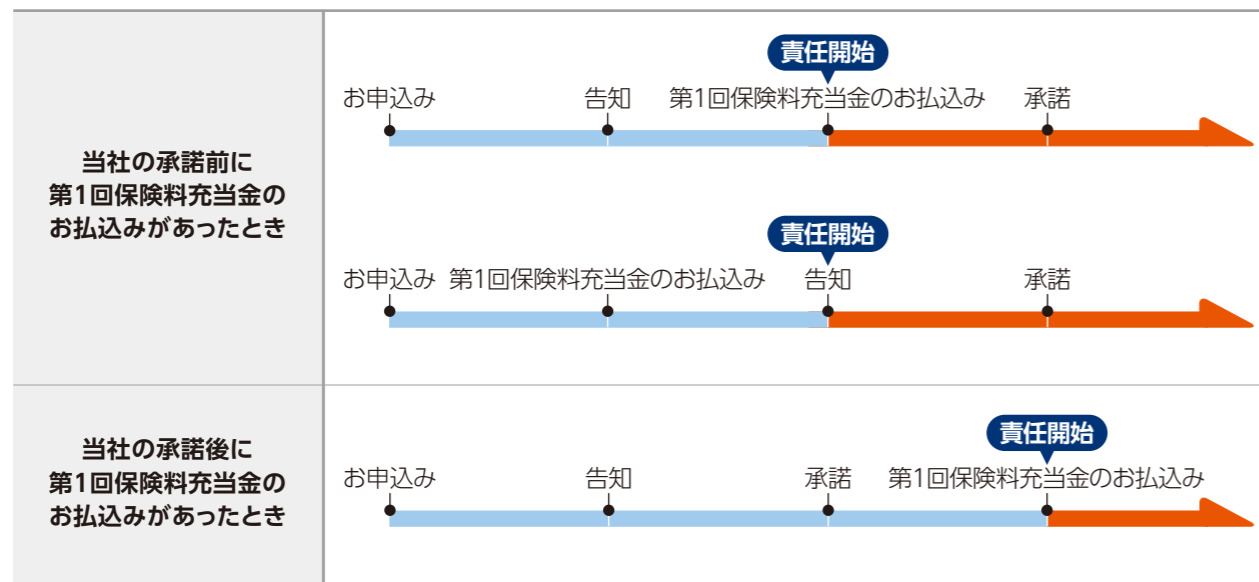
**詐欺によるご契約の取消しを理由として、保険金などをお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも、取消しとなることがあります。また、すでに当社にお払込みいただいた保険料は払い戻しません。**

※「申込書」「告知書」は、ご記入内容を十分にお確かめのうえ、ご自身で署名・捺印をお願いします。



### 3 責任開始期

当社がご契約のお申込みを承諾し、「告知」と「第1回保険料充当金のお払込み」がともに完了した時から、ご契約上の責任を開始します。責任開始期について図示すると次のとおりとなります。



#### ▼生命保険募集人の権限

- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。
- ご契約は、お客さまからのお申込みを当社が承諾したときに成立します。



### 4 保険金などのお支払いができない場合



次の場合、保険金などのお支払いはできません。

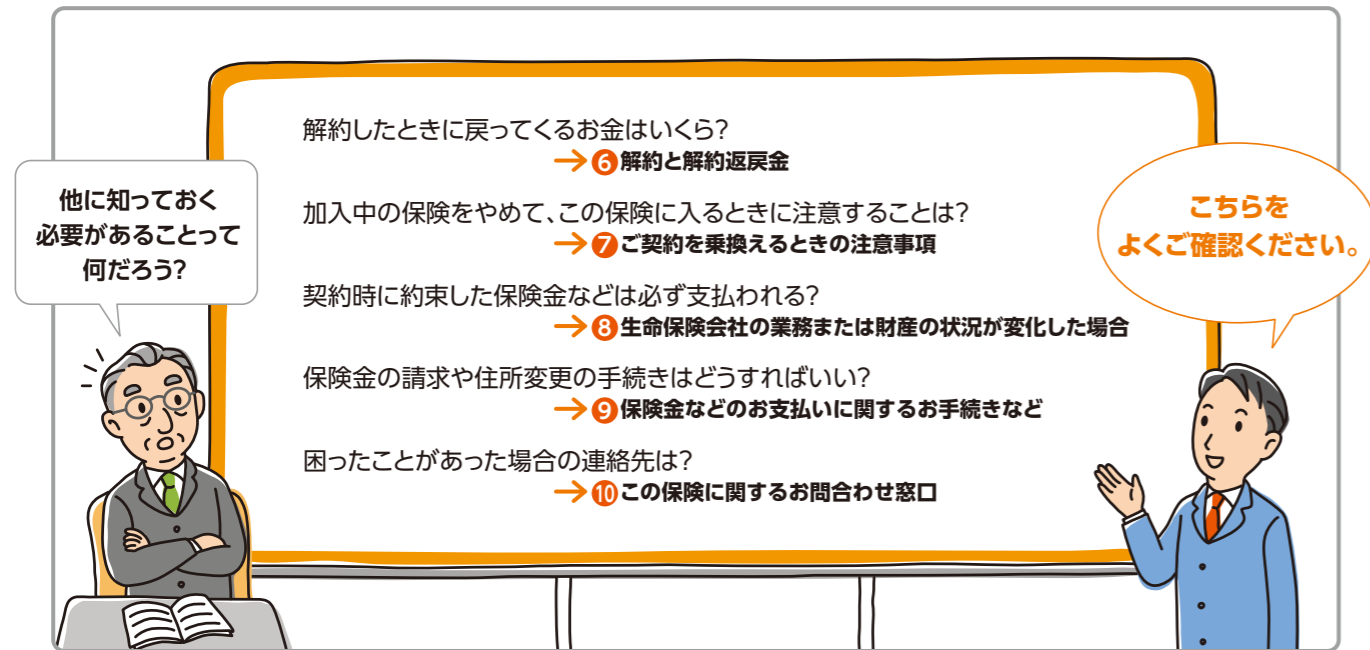
- ・責任開始期前の疾病や不慮の事故を直接の原因とする場合(ただし、約款の規定によりお支払いする場合があります。)
- ・告知義務違反により、ご契約が解除された場合
- ・保険金などを詐取する目的で故意に事故を生じさせたとき(未遂を含む)や、契約者・被保険者・受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- ・責任開始日から3年以内の自殺、契約者・被保険者・受取人の故意または重大な過失など、免責事由に該当する場合
- ・保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
- ・ご契約が詐欺による取消し、または不法取得目的により無効となった場合

具体的な事例については、ご契約のしおり「保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合の具体例」をご確認ください。

### 5 保険料のお払込みとご契約の失効・復活



- 保険料は払込期月中にお払込みください。払込期月中にご都合がつかないときのために、猶予期間を設けています。
  - この保険は、保険料の自動振替貸付は行われません。そのため、猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は失効します。
  - 失効して**3年以内**(新特別条件特約が付加されている場合は**2年以内**)であれば、ご契約の復活のお申込みができます。この場合、所定のお手続きが必要です。
  - 健康状態など所定の条件により、復活できないことがあります。
- 復活については、ご契約のしおり「ご契約の復活について」をご確認ください。



## 6 解約と解約返戻金

解約返戻金について、次のことにご留意ください。

- ・多くの場合、払込保険料の合計額より少ない金額となること
- ・契約内容や経過年月数などにより金額が異なること
- ・ご契約後短期間で解約されたときは、ごく少額か、まったくないことがあること

## 7 ご契約を乗換えるときの注意事項

- 現在のご契約を解約、減額して新たなご契約のお申込みをされる場合は、多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- 新たなお申込みも、一般のご契約同様、告知義務があるため、健康状態などによりお断りすることがあります。
- 「新たなご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺によるご契約の取消しの規定なども、新たなご契約に際しての行為が対象となります。

## 8 生命保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額などが削減されることがあります。
- 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額などが削減されることがあります。
- 生命保険契約者保護機構  
TEL.03-3286-2820  
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

## 9 保険金などのお支払いに関する手続きなど しおり

- 支払事由が生じる事象、ご請求手続きなどは、「ご契約のしおり・約款」・当社ホームページにも記載していますので、あわせてご確認ください。  
ホームページアドレス <https://www.nnlife.co.jp>
- お客さまからのご請求に応じて保険金などをお支払いしますので、次の場合はすみやかに当社サービスセンターまでご連絡ください。
  - ・保険金などの支払事由が生じた場合
  - ・お支払いの可能性があると思う場合
  - ・ご不明な点が生じた場合など
- 契約内容によっては、複数の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点などがある場合にはご連絡ください。

### ▼指定代理請求

- 被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者が保険金などをご請求できない特別な事情がある場合、被保険者に代わってあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。
  - 指定代理請求人を指定しているときは、契約者は指定代理請求人に支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。
- 詳しくは、ご契約のしおり「指定代理請求特約」をご確認ください。

### ▼住所などの変更

- 重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者の住所などを変更した場合には必ずご連絡ください。

## 10 この保険に関するお問合わせ窓口

- お手続きやご契約に関する相談・照会・苦情などは、当社サービスセンターまでご連絡ください。

エヌエヌ生命 サービスセンター

フリーダイヤル **0120-521-513**

[受付時間] 平日 9:00~17:00 (土・日・祝日および12/31~1/3を除きます。)

- 指定紛争解決(ADR)機関は一般社団法人生命保険協会です。  
生命保険協会の「生命保険相談所」および全国各地の「連絡所」では、電話などにより相談・照会・苦情を受付けています。  
生命保険相談所が苦情の申し立てを受け、生命保険会社に解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても解決しないときは、裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図ります。  
ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>

お申込みの際は、この「注意喚起情報」のほか、必ず「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をあわせてご確認ください。